

有料老人ホーム アムール七瀬 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アムールが開設する有料老人ホーム アムール七瀬（以下「事業所」という。）が行う有料老人ホーム事業（以下「事業」という。）の運営に関する事項を定めたものであり、事業者がこの運営規定に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者に対し、適正な生活サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入居者が集団生活を送ることにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を目指す。医療重度者が落ち着いて療養、リハビリを行い、その人らしい療養生活を送るために、地域の居宅サービス等を利用できるよう調整を行い、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 有料老人ホーム アムール七瀬
- ② 所在地 長野市大字鶴賀34-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
介護職員 1名以上
従業者は、入居者の生活支援を行う。

(定員及び居室数)

第5条 定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 定員は11名とする。
- ② 居室数は11室とする。

(生活サービスの内容)

第6条 生活サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 相談・助言

(利用料等)

第7条 利用料の額は、契約書及び重要事項説明書に定める通りとする。

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 管理者および従業者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(運営懇談会)

第11条 事業所は、「有料老人ホーム アムール七瀬」の運営等に関し、入居者との間に、意見交換の場として定期的に運営懇談会を行う。運営懇談会は、別表Ⅰ「運営懇談会細則」により運営する。

(修繕)

第12条 入居契約書第15条第1項で定める軽微な修繕については、別表Ⅱ「修繕項目と費用負担」によるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 繼続研修 年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

第1回改訂 令和6年9月1日

別表 I

運営懇談会細則

1. 目的

施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するために、必要な事項について、意見を交換する場として運営懇談会(以下「懇談会」という)を設置する。

2. 懇談会の構成

懇談会は以下のよう構成とする。

(1) 施設長 1名、施設職員 1名 その他必要に応じて

(2) 入居者

(3) 入居者のうち要介護者については、その身元引受人等(成年後見人制度に基づく後見人等も含む)も構成メンバーとする

3. 懇談会の開催

(1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を年 1 回開催する。

但し、定例懇談会のほか、施設と入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を隨時開催するものとする。

(2) 懇談会は、施設長の名において開催する。

(3) 懇談会の進行は、施設側にて行う。

4. 施行日

この細則は令和3年11月1日から施行する

別表Ⅱ

修繕項目と費用負担

入居契約書第15条1項に規定する居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りとする。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 窓ガラスの取り換え	入居者の故意又は過失に寄らない修繕は、ホームの負担とする	入居者の故意又は過失による修繕は、入居者の負担とする
2. 紵毯、カーテン等の取り換え		
3. 電球、蛍光灯の取り換え		
4. 給水栓の取り換え		
5. 排水栓の取り換え		
6. その他の軽微な修繕		